

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2017年12月1日

貢献 Kouken

社報タイトル「貢献」は社内で掲げる平成29年の標語です。



No.138

● 経営コンサルティング ● 相続 ● 会計

KOBAYASHI GODDOR

小林合同会計

代表社員	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
税理士		税理士	須 賀 保 利
代表社員	小林 政 仁	税理士	藤 利 文
税理士		税理士	

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

1月の税務

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - 提出期限・・・本年最初の給与支払日の前日
 - 提出先・・・給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出
提出期限・・・1月31日
- 源泉徴収票の交付
 - 交付期限・・・1月31日
 - 交付先・・・①所轄税務署長 ②受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限・・・1月31日
- 個人の都道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限・・・1月中において市町村の条例で定める日
- 29年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限・・・1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)
- 29年11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限・・・1月31日
- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限・・・1月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限・・・1月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
(9月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限・・・1月31日
- 給与支払報告書の提出
 - 提出期限・・・1月31日
 - 提出義務者・・・1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - 提出先・・・給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

第15回親睦ゴルフ大会

In 栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部

平成29年11月14日火曜日、栃木県栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部にて当事務所の第15回親睦ゴルフ大会を開催いたしました。

時折、小雨が降るあいにくの天気でしたが、お陰様で無事終わることが出来ました。



参加者の皆様には朝早くからお越しいただき、丘陵地を巡るコースでインコース、アウトコースを合わせ25組97名による、熱い戦いが始まりました。



今回も多くの皆様にご参加頂き、盛況の内に大会が終了致しました。

ありがとうございました。

次回の親睦ゴルフ大会への更なるご参加を職員一同、心よりお待ちしております。